

多賀城市文化センター指定管理者業務仕様書

1 趣旨

多賀城市民会館（以下「会館」という。）、多賀城市中央公民館（以下「公民館」という。）、多賀城市埋蔵文化財調査センター（以下「調査センター」という。）の管理運営に指定管理者制度を導入するに当たり、指定管理者が行う業務の内容等については、本仕様書によるものとする。

多賀城市文化センター（以下「文化センター」という。）は、これら3施設を総称する名称である。

2 管理運営の基本方針

文化センターの管理運営に関する基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 会館、公民館及び調査センターの設置目的に基づくとともに、公の施設であることを念頭に置き、公正、公平な管理運営を行うこと。
- (2) 関係法令等の規定を遵守すること。
- (3) 個人情報の取扱いについては、関係法令等の規定を遵守するとともに、教育委員会に準じること。
- (4) 積極的な情報公開に努めること。
- (5) 施設、設備及び備品は、適切な維持管理を行い、延命化に努めること。
- (6) 利用者の意見を管理運営に反映させるよう努めるとともに、利用者や利用団体に対しては親切で心のこもった対応を心掛け、利用者満足度を高めること。
- (7) 文化芸術振興事業の量的及び質的な充実に努めること。
- (8) 管理運営（業務の遂行）は、事業計画書に基づいて適切かつ効率的に行うとともに、創意工夫等により経費の削減に努めること。
- (9) ゴミ減量、省エネルギー等、環境に配慮すること。
- (10) 防災及び減災に努めること。
- (11) 市の他の公の施設、近隣市町、公立文化施設協会加入施設等と連携を密にするとともに、これらを含めた関係機関と良好な関係を維持すること。

3 施設の概要

(1) 文化センター（複合施設全体）

名称	多賀城市文化センター
所在地	宮城県多賀城市中央二丁目27番1号
施設概要	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨、地下1階地上3階一部4階
敷地面積	17,543.12㎡
建築面積	6,853.04㎡
延べ面積	12,639.28㎡

(2) 市民会館

大ホール	用途	音楽主体の多目的ホール
	定員	定員座席数 1, 120 席 (固定席)
	舞台	間口 19 m 奥行 13.6 m 高さ 7 m ~ 12 m
	設備	座席数 1, 120 席 (固定席) (オーケストラピット 112 席、車いす兼用席 8 席、母子席 2 席)
小ホール	用途	催事型多目的ホール
	定員	座席数 458 席 (固定席 193 席、可動席 265 席)
	舞台	間口 13.5 m 奥行 8.7 m 高さ 6.8 m
展示室	180 m ² 天井吊りパネル、音響設備	
リハーサル室	163 m ²	
楽屋	第 1	22.75 m ²
	第 2	29.69 m ²
	第 3	43.36 m ²
	第 4	43.36 m ²
練習室	第 1	34.8 m ²
	第 2	27.6 m ²
	第 3	32.5 m ²

(3) 中央公民館

会議室 5 室 第 3・第 4 は通して使用可	第 1	56.12 m ² (24 人)
	第 2	53.36 m ² (30 人)
	第 3	53.36 m ² (39 人)
	第 4	106.72 m ² (75 人)
	第 5	44.03 m ² (18 人)
和室 3 室 3 室通して使用可	第 1	47.74 m ² (28 畳)
	第 2	34.65 m ² (20 畳)
	第 3	29.26 m ² (16 畳)
茶室	6 畳・3 畳	
料理実習室	77.43 m ² (36 人)	
創作室	174.69 m ² (32 人)	
児童創作室	28.81 m ² (12 人)	
視聴覚室	37.65 m ²	
会議室	65.32 m ²	

(4) 調査センター

収蔵展示室 1 ~ 2 (常設展示・企画展示)	470.00 m ²
-------------------------	-----------------------

研究室	86.05㎡
資料室	53.06㎡
第1～第2整理室	160.09㎡
一般収蔵庫等	388.78㎡

(5) 共用施設室（全体の管理運営に伴う諸室）

電気室、機械室、監視室、ロビー、通路、受水槽室、清掃員控室、倉庫他

(6) 駐車場

文化センター東側駐車場	125台（3, 237.17㎡）
文化センター北側駐車場	18台
文化センター南側大ホール搬入口駐車場	12台

※ 上記駐車場の外、文化センター利用者は、市役所西側駐車場（100台。一部公用車使用。2時間まで無料。以後30分ごとに100円）を使用可能

(7) 屋外・その他の施設

ゴミ置き場、自転車置き場、外灯、広場、緑地樹木、屋外掲示板等

4 管理運営の基準

(1) 開館時間、休館日及び運営管理に関する事項

開館時間、休館日、使用許可、使用制限等の管理運営は、多賀城市民会館条例（昭和61年多賀城市条例第22号）、多賀城市民会館条例施行規則（昭和62年多賀城市教育委員会規則第6号）、多賀城市公民館条例（昭和52年多賀城市条例第9号）、多賀城市公民館管理規則（昭和52年多賀城市教育委員会規則第2号）、多賀城市埋蔵文化財調査センター条例（昭和61年多賀城市条例第23号）、多賀城市埋蔵文化財調査センター条例施行規則（昭和62年多賀城市教育委員会規則第3号）による。

また、指定管理者は、多賀城市行政手続条例（平成8年多賀城市条例第16号）第2条第3号の行政庁に含まれることから、使用許可等は、同条例の定めに従って行うものとする。

(2) 法令等の遵守

指定管理業務の実施に当たっては、次の関係法令及びその関係規程を遵守すること。

- ア 多賀城市民会館条例
- イ 多賀城市公民館条例
- ウ 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例
- エ 多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号）
- オ 多賀城市行政手続条例
- カ 多賀城市個人情報保護条例（平成9年多賀城市条例第10号）

- キ 多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）
- ク 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ケ 労働、建築、消防等の関連する法令

5 業務の内容

(1) 施設の運営に関する業務

- ア 会館及び公民館の施設及び設備器具の貸出し
 - ・ 予約の受付及び使用の調整に関する事。なお、市主催事業等の先行予約は、市と協議の上、行うものとする。
 - ・ 使用申請の受付及び許可に関する事。なお、当該受付及び許可は、本市の施設予約システムで行うものとする。
 - ・ 解錠及び使用後の確認に関する事。
 - ・ コミュニティ物品の貸出し及び返却に関する事。
 - ・ 社会教育関係団体登録の受付に関する事。
- イ 会館及び公民館の利用料金
 - ・ 利用料金の決定に関する事。
 - ・ 利用料金の収納、還付その他の会計経理に関する事。
 - ・ 利用料金の減免に関する事。
- ウ 施設及び設備器具の使用に係る相談等
 - ・ 施設及び設備器具の使用、操作等に係る相談や問合せへの対応に関する事。
 - ・ 要望、クレーム、トラブル等への対応に関する事。
- エ 公立文化施設協会・協議会
 - ・ 全国公立文化施設協会、同協会東北支部及び宮城県公立文化施設協議会への加入並びに当該協会等に係る会議、研修会等への出席及び情報交換、情報収集等に関する事。
- オ コピー機及び印刷機の一般利用サービス
 - ・ コピー機（コインベンダー付き）及び印刷機を一般の利用に供すること。その利用料は、コピー機にあつては白黒1枚当たり10円、印刷機にあつては原紙1枚当たり500枚ごとに100円を上限とする。

(2) 施設の管理に関する業務

- ア 文化センターの敷地及び敷地内の建築物、工作物、緑地樹木、庭石、舗装等の保守点検管理
- イ 文化センターの電気、機械、給排水衛生、空調、消防、照明、舞台、音響、昇降等の設備（公民館及び調査センターの一部の設備を除く。）の保守点検管理操作等
- ウ 会館及び公民館の備品の保守点検管理
- エ 文化センターの東側駐車場の敷地、管理柵、照明設備、舗装等の保守点検管理
- オ 文化センターの保安警備
- カ 文化センターの清掃
- キ 文化センターの消耗品（公民館及び調査センターの一部の消耗品を除く。）の管理

- ク 文化センター内の絵画、彫刻その他の美術品の管理
- ケ 消費税及び地方消費税を含む1件100万円以下の小規模な修繕
- コ 有資格者の配置等
 - ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条に規定する主任技術者、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第2号に規定する警備業務が行える者の配置等（当該業務が再委託業務の際は、委託業者）
- サ 駐車場、通路等の除融雪

(3) 文化芸術の振興に関する業務

- ア 文化芸術振興事業の実施
 - ・ クラシック等の音楽、演劇、オペラ、舞踏等の舞台芸術、能、歌舞伎、文楽等の伝統芸能、神楽等の郷土芸能その他の文化芸術事業の実施に関する事。
 - ・ 児童生徒若しくは親子を対象とし、又は文化センター以外の施設に出向いて行う文化芸術事業など、文化芸術愛好者の底辺を拡大し、又は地域に文化芸術を根付かせるための事業の実施に関する事。
 - ・ 事業の実施に伴うチラシやポスターの作成、印刷及び掲示並びにチケットの発券に関する事。
- イ 利用団体及びイベントの支援
 - ・ 多賀城市文化芸術協会及び多賀城市文化センター利用団体協議会並びにこれらの団体に加盟する単位団体その他の各種団体の支援に関する事。
 - ・ 市民音楽祭、文化センターまつり及び多賀城市文化芸術協会文化祭への協力支援に関する事。
 - ・ 市民参加による文化芸術発表の促進に関する事。
- ウ 文化芸術に係るイベント・興行の誘致
 - ・ 営業や施設のPRに関する事。

(4) 利用促進・広報に関する業務

- ・ ホームページの作成及び管理運営
- ・ 市内ポスター掲示板の活用
- ・ 市の広報誌、独自の広報紙等による広報
- ・ 会員制度（文化センター友の会）の活用による利用促進
- ・ その他様々な機会、広報媒体等を活用した利用促進・広報

(5) 危機管理等に関する業務

- ・ 緊急時連絡体制の構築、防火・防災に関する計画の作成、防犯・防災・危機対応マニュアルの作成、訓練等の実施、防犯対策の実施、防火管理者の配置、地域住民との連携及び市が実施する総合防災訓練との連携協力

(6) 災害時の指定避難所の運営支援に関する業務

- ・ 施設及び駐車場の解錠
- ・ 施設の安全性の確認
- ・ 施設の維持管理及び空調その他の設備の管理操作
- ・ 市職員が派遣されるまでの応急的な避難者の受入れ
- ・ 避難所の開設準備及び管理運営への支援
- ・ 市において震度 5 強以上の地震が発生した場合、又は市に対して津波警報若しくは特別警報が発せられた場合における初動対応

(7) その他の業務

- ・ 管理運営に必要となる経理業務、契約業務等
- ・ 業務マニュアルの作成・更新、台帳・統計資料の作成・整備、各種調査・回答、各種会議への出席
- ・ 掲示物の管理、拾得物の管理・届出等
- ・ 視察、職場体験等の対応
- ・ 自動販売機の設置及び文化センター内レストランの運営（自動販売機及びレストランは、行政財産の目的外使用として許可する。）

6 その他の留意事項

(1) 目的外使用に係る費用について

自動販売機及びレストランに係る光熱水費は、指定管理者が自動販売機の設置者及びレストランの運営者に対して直接請求し、支払いを受けること（収支計画において、その他の収入として計上すること。）。

(2) 利用料金の引継ぎについて

ア 平成 28 年度から令和 2 年度までの指定管理者（以下この号において「旧指定管理者」という。）が収入した利用料金のうち、令和 3 年 4 月 1 日以降の施設の使用に係るものについては、旧指定管理者から令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの指定管理者（以下この号において「新指定管理者」という。）に対し、収入証拠書類を添えて支払われる。収入証拠書類の点検は、新指定管理者が自らの責任で行うこと（令和 3 年 4 月 1 日付けで指定管理者が変更となる場合に限る。）。

イ 新指定管理者が収入した利用料金のうち、令和 8 年 4 月 1 日以降の施設の使用に係るものについては、指定期間終了後、収入証拠書類を添えて令和 8 年 4 月 1 日からの指定管理者に支払うこと（令和 8 年 4 月 1 日付けで指定管理者が変更となる場合に限る。）。

7 その他

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、教育委員会と指定管理者が協議し、決定するものとする。